

返戻金制度に関すること

当該事業所の紹介により就職した求職者が、自己都合退職または明らかな本人の責により解雇に該当した場合、下記のとおり、紹介手数料を求人者に返戻いたします。なお、求人者の責による解雇や労働者の死亡等、労働者の責によるものでない離職の場合は、本制度の対象とはいたしません。

- ・ 1 か月未満の離職 紹介手数料の 70%
- ・ 3 か月以上経過後の離職 返戻金無し